

328.335

Ko657d4

独占禁止法による会社役員
の兼任制限に関する解説書

公正取引委員会事務局総務部

国立国会図書館



0017741000

0017741-000

328.335-Ko657d4

独占禁止法による会社役員
の兼任制限に関する解説書

公正取引委員会事務局総務部

1947

ACI

1875, 1876, 1877

ト27A-V2

539

二十二年十一月

独占禁止法による會社役員の兼任制限に関する



公正取引委員會事務局總務部

328.335 Ko 657 d4

獨占禁止法による會社役員の兼任制限について

獨占禁止法附則第九條により第十三條の規定施行の際（七月廿日）同條の規定に違反して役員を兼任している者は、七月廿日より九十日以内、即ち十月十七日までに兼任関係を整理しておかなくてはならない。十月十八日以降この第九條の経過規定に違反している者は一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金（附則第九十一條）に処せられるから、次の解説を十分に理解して出来るだけ早く適宜の処置をとって頂きたい。

一、規定の適用について

この規定は資本の大小、事業の種類と向わずあらゆる種類の會社に適用される。但し、會社でない組合、個人商店等には適用されない。

二、役員の種類について

本法でいう役員は一般に役員という場合とは違つて、單に取締役及び監査役のみをさすのではなく、その他に業務を執行する無限責任社員、役員に準ずるもの、支配人、本店又は支店の營業の主任者とも含める。（第二條第六項第六号）



315103

(1) 業務を執行する無限責任社員とは合名会社、合資会社、株式合資会社の場合における役員さう。

(2) これらに準ずる者とは一般会社の相談役、顧問（但し、法律顧問、技術顧問等の如く会社業務の全般に干渉しない顧問を除く）解

散会社の清算人及び特殊会社の理事、監事等という。

(3) 支配人とは商法第三十七條乃至第四十一條に規定する支配人さう。

(4) 本店又は支店の営業の主任者とは名義の如何を問はず、事実上会社の意志決定に關与し、指導力、影響力を享受得る立場にある個人さう。例えは商事会社の本店における営業部の如く、会社事業の主任たる業務を行う部へ部なき場合は課一の長及び支店長さう。

(5) 特別経理会社の特別管理人は特別管理人としては役員に入らざりしが、特別経理会社の役員は特別管理人となつても依然役員とし、この地位は喪らざり。

三、兼任關係について

本法において向題となる兼任關係はA会社の役員とB会社の役員、A会社の従業員とB会社の役員、A会社の役員とB会社の従業員とを兼ねる三つの場合で、A会社の従業員とB会社の従業員との兼任は向題にならな。

四、競争關係にある会社間の兼任について

第十三條第一項第一号に規定してあるように競争關係にある兩会社間の役員と兼任することは絶対に許されない。この場合、本法でいう競争關係とは第二條に規定してあるように、同業者で現在營業上の競争關係となつてゐる場合のみに限らず、將來競争關係になる可能性があれば、潜在的競争しとして、すべて競争關係にあるものと見られる。勿論その可能性には大小があり、それさどの程度まで認めるかは、夫々の具体的な事實によつて判断しなければならぬが、一般的には次のような場合が潜在的競争となる。

(1) 例えは製造加工会社等において、たとえ現在異種の製品を生産していても原材料、機械設備、生産工程等の簡單な切替によつて何時で

も容易に同種の製品を生産し得る場合

四、その他の会社においても前項の例にならつて、たとえ同種の事業であり下り、現在異種の営業等を行つていても、将来同種の営業を行うことによつて事実上競争関係となり得る場合、

尙數種の事業を営んでゐる場合は、そのうち一種の事業でも競争関係に於れば、その両会社は競争関係にあるものと見られる。

五、競争関係に非ざる会社間の兼任について

次に前記のような競争関係がない場合は、「四分の一以上」という会社例からする制限へ第三三條第一項第二号）及び「四人以上」という個人としての制限へ同條第二項）の二つの制限規定の範囲内で兼任が許される。第一の制限規定にある四分の一以上」というのは勿論四分の一の數をも含めるから、四分の一に達しない限度數でなければならぬ。従つて端數が出る場合はその端數を切捨てた人數が限度數となる。例えれば役員數が五から八までの間では、限度數は何れも一、九から十二までは何れも二、十三から十六まで何れも三が限度數となる。第二の制限規定で

は一人を四以上の役員兼任が禁止されるから、三が限度數となり、一人

で占めることの出来る役員は三會社迄に止めなければならぬ。

これら二つの制限の計算において、その基礎となる役員數もしくは地位數は勿論前記の本法でいう役員の範囲にあるものをすべて含んだ現在の合計數である。

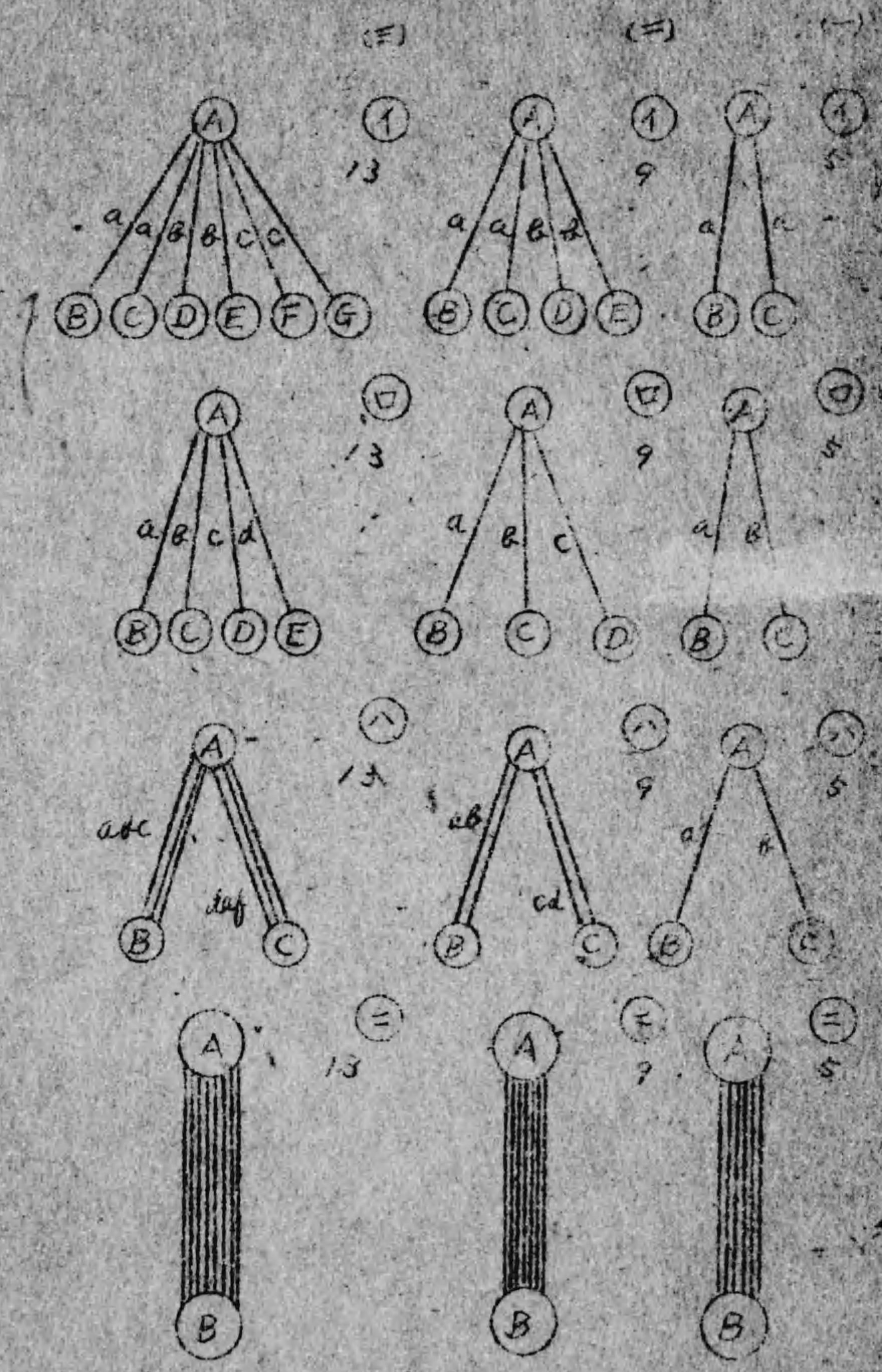
ところで以上の二つの制限の範囲内で、ある特定のA會社のみを中心として、その會社へ役員のうち、他會社の役員として兼任し得る最大の可能數は次のような図解によつて表はされる。

説明

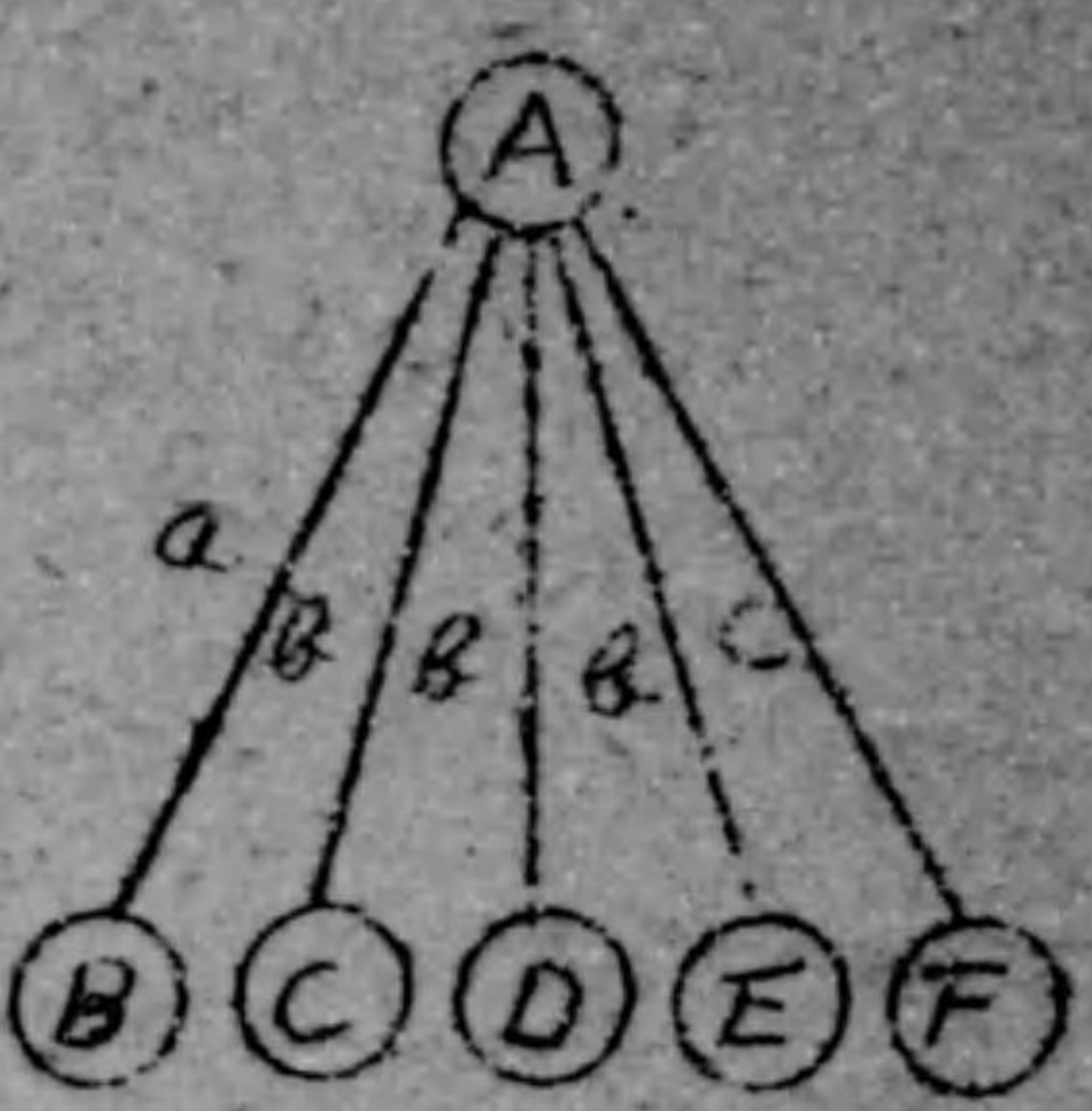
右の図形の内、例で説明すると(一)の場合、今(一)と(二)を
 として、その両会社間の兼任関係が可能であるか否かを検討して見よう。
 第十五條第一項第二子の制限規定によつて(一)の両会社の何れか一方に即
 ちこの場合(一)会社のみを中心として(二)会社との兼任関係を考慮しないこと
 にして(一)会社への役員の数分の一以上か(二)会社への兼任関係以外
 の兼任は違反となる。然るにこの場合(一)会社の役員のうち(二)会社との
 兼任の地位を兼ねているものは、(一)と(二)は同一人であるから結局
 (一)の二人となり、九人中の四分の一未満で(二)両会社間の兼任関係は可
 能であり適法であるとされる。しかるにこの関係は(一) (二) (三) (四) (五)を
 二社として考えても夫々の間の兼任関係は、夫々の両会社間の兼任役員を
 兼った組合の会社との兼任役員が何れも結局(一)と(二)二人であり、従つて四分の
 一未満となり、適法可能であることが明らかとなる。然るにこの場合(一) (二)
 (三) (四) (五)に更に(六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十) (五十一) (五十二) (五十三) (五十四) (五十五) (五十六) (五十七) (五十八) (五十九) (六十) (六十一) (六十二) (六十三) (六十四) (六十五) (六十六) (六十七) (六十八) (六十九) (七十) (七十一) (七十二) (七十三) (七十四) (七十五) (七十六) (七十七) (七十八) (七十九) (八十) (八十一) (八十二) (八十三) (八十四) (八十五) (八十六) (八十七) (八十八) (八十九) (九十) (九十一) (九十二) (九十三) (九十四) (九十五) (九十六) (九十七) (九十八) (九十九) (百)

(註)

(一) (二) (三) は会社 a b c は兼任役員 数字はA会社の役員数



うなるか。

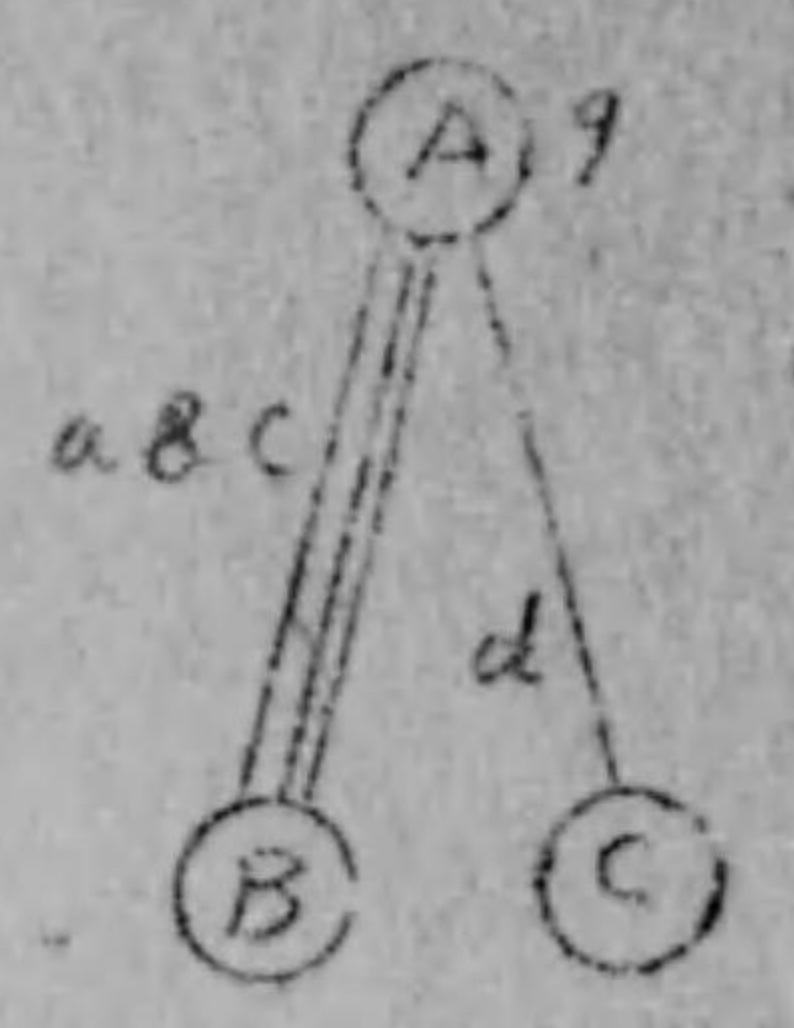


勿論、Aの役員は既に夫々Aを含まれてA、B、C、A、D、Eと三つの地位を占めて
 いるから個人としては、それ以上兼任出来ないので、a、b以外のcという
 役員がF会社の役員を新たに兼任することになる。この場合A、Fを両会
 社とする限り、それ以外の兼任関係はa、a、b、bとなり、結局二人であるか
 らA、C、Fの兼任が可能であるように思はれる。然るにA、C、Fの兼任関
 係が新たに生じたことによつて、今迄の兼任関係がすべて違法となつて
 了。例えばA、Bを両会社とするれば両会社以外の他の会社はC、D、E、Fの四
 社となり、それらの兼任関係はa、b、b、cとなり結局a、b、c三人即ち四分の
 一以上となる。又A、Cと両会社とするれば、それ以外の兼任関係は前と同じ
 くa、b、b、c、A、Dを両会社としてもa、b、b、cとなり、何れもa、b、c三人で

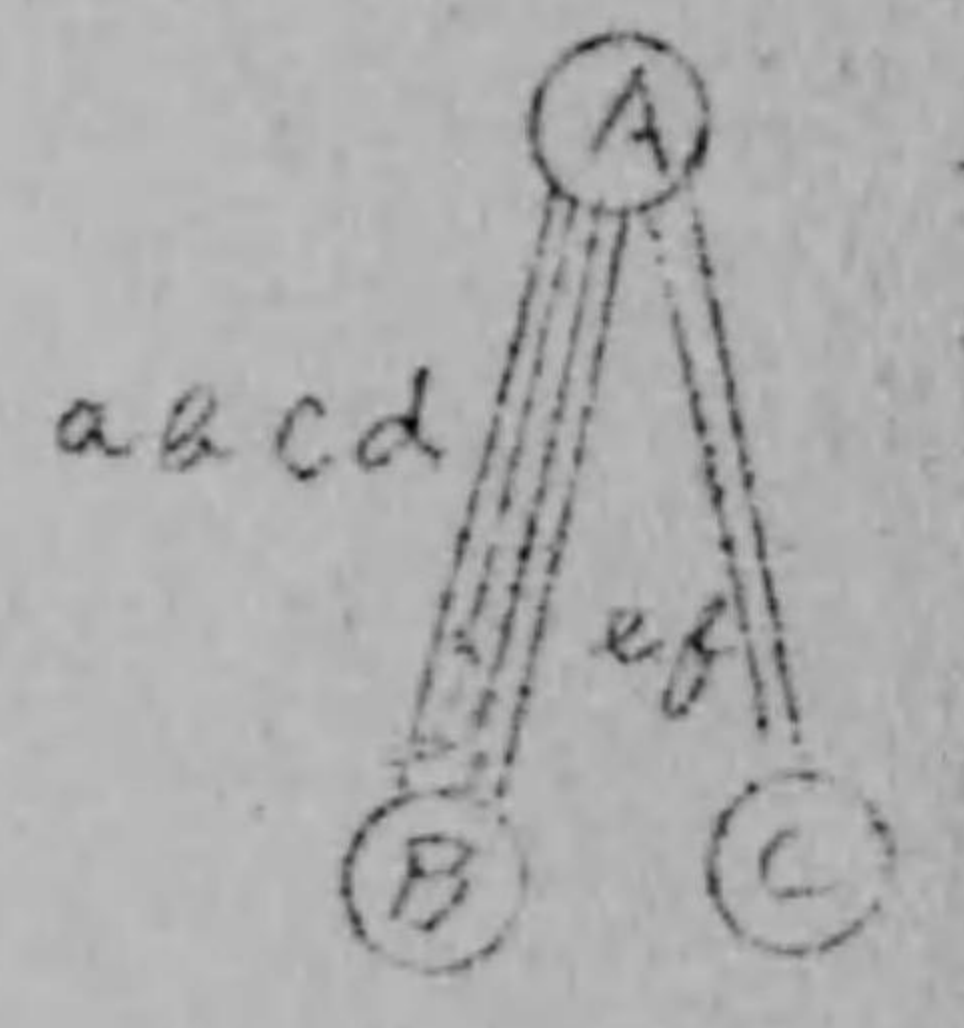
四分の一以上となるから、結局A、C、Fなる新たな兼任関係が生じたこと
 によつて、従来の兼任関係がすべて違法となる。換言すれば(三)の(1)の型が
 二つの制限の範囲内の最大限度であるといふことが明らかとなつたであ
 らう。

以上の説明を(二)の(1)の場合に当てはめれば、両会社をA、Bとするれば両会社
 以外の兼任役員はa、c、A、Cとするればa、c、A、Dとするればa、b、b、cとなり、何
 れも四分の一未満で何れも兼任関係も適法である。そしてこの場合も(二)
 以上一つでも加えるとすべて違法となり、結局これが最大限度となる。(二)
 の(1)の場合では両会社をA、Bとするれば両会社以外の兼任役員はc、d、A、C
 とすればa、b、b、cとなり、やはり何れも四分の一未満であり、この場合a、b、c
 dの四人が兼任可能となる。要するに両会社以外の会社との兼任関係が同
 題となるのであるから、その両会社間の兼任関係を除外して四分の一未満
 となつておればよいので、結果から見て会社としての兼任可能の役員数が
 常に必ずしも四分の一未満でなければならぬといふ事のものではなく、
 四分の一以上になりうる場合もあることになるのである。たゞ注意しなけ

(二)の(イ)より

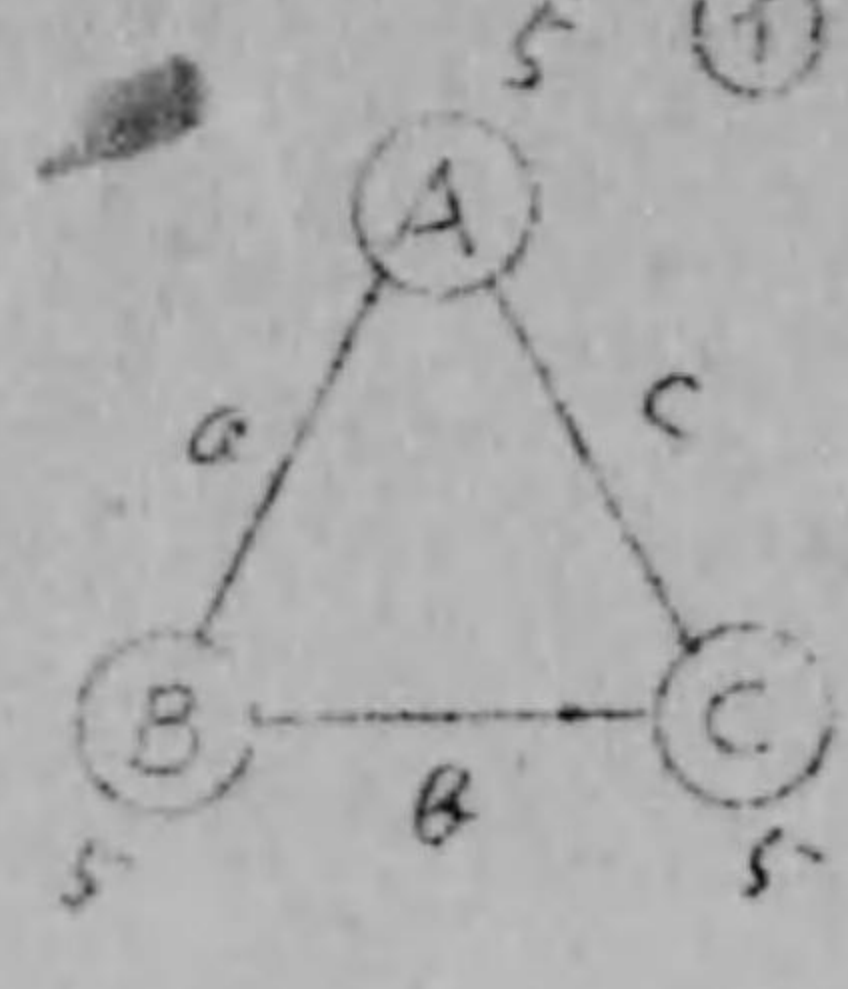


(三)の(イ)より

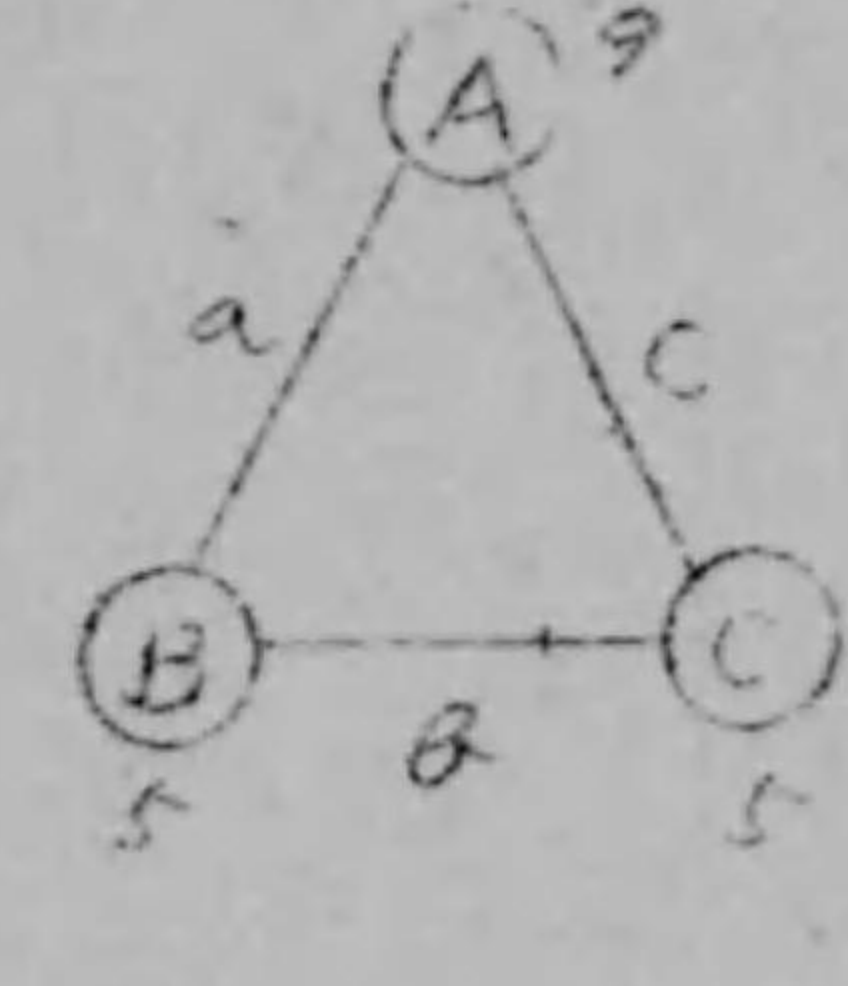


前にも述べたように以上の図型はすべて④会社の役員数のみを考慮した場合で⑤⑥以下の会社の兼任関係を全然考慮に入れていないから実際の場合にこれら四型を適用する時は夫々の会社を中心として、すべてこの兼任関係が可能限度内に止めるように注意しなければならぬ。例えば三

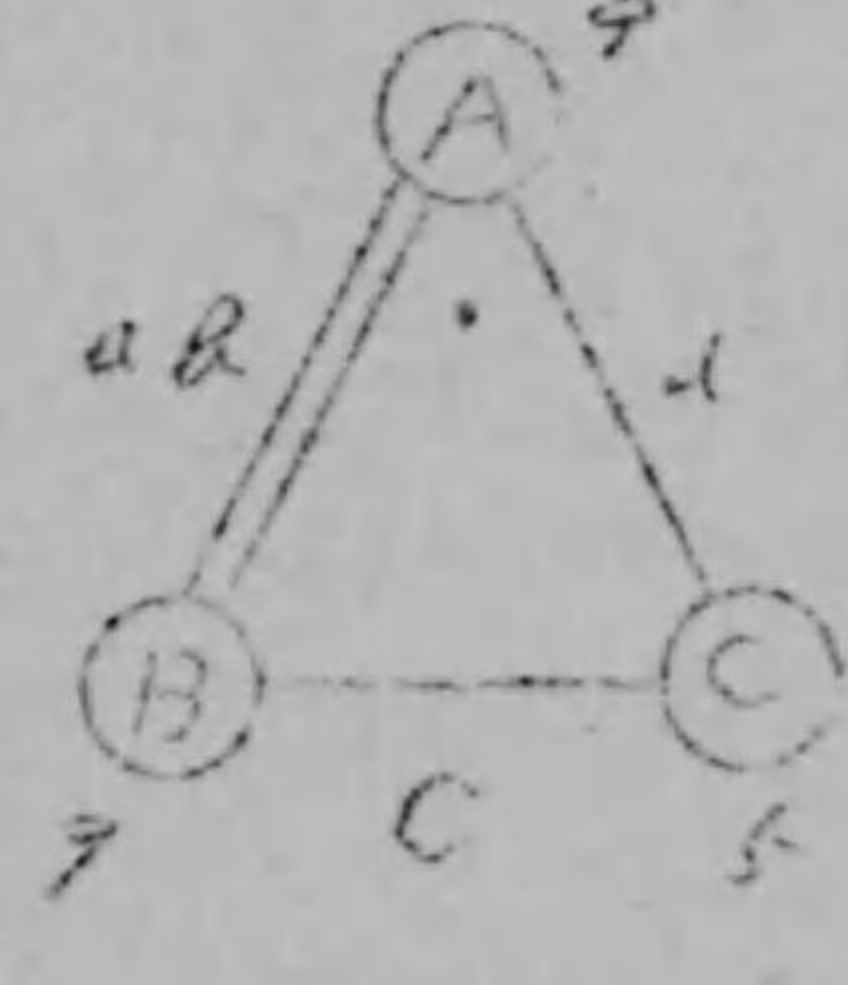
(四)の(イ)



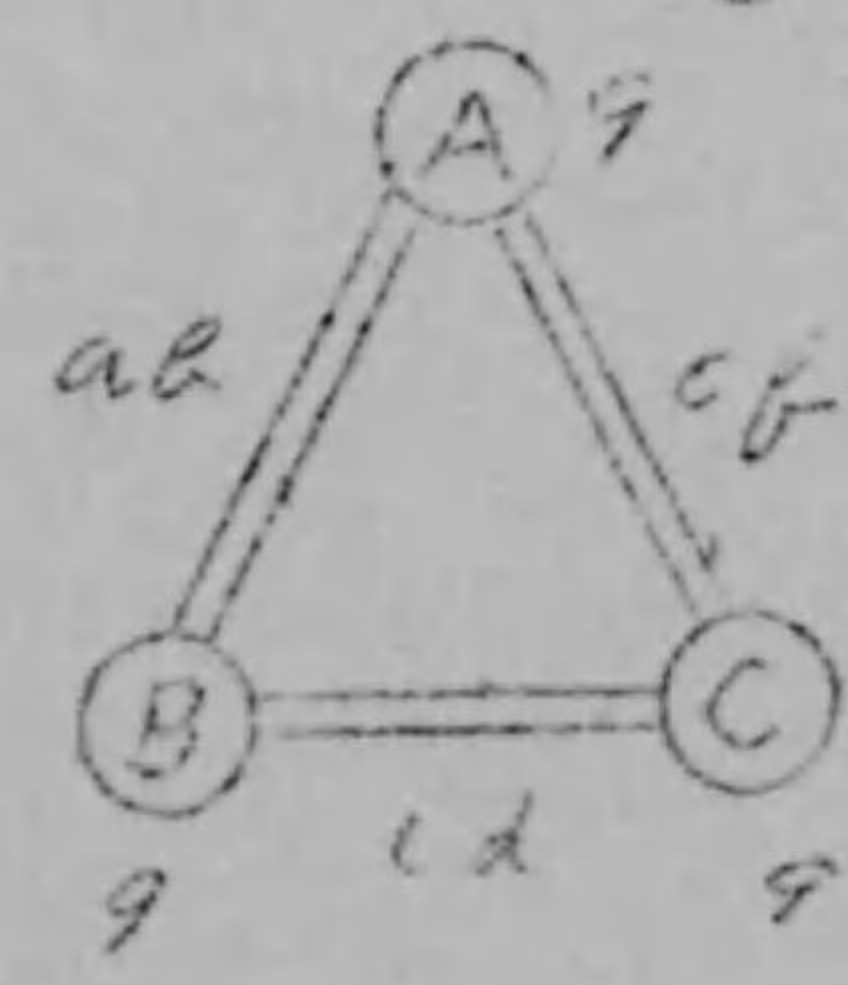
(四)の(ロ)



(四)の(ハ)



(四)の(ニ)



(四)の(イ)は(一)の(ロ)の型を三つ組み合せたものである。(四)の(ロ)は④会社のみのみがあるから、(イ)と同型にはなるが、この場合は④会社のみはもう一本

兼任の足を抽出しうる余力があるので⑤⑥以外の④という会社にその会社に他の兼任関係がなければもう一人dという役員を兼任せしめる。(四)の(イ)の場合は④⑤について(三)の(ロ)の型と⑥について(一)の(イ)の型とを組合せたものである。(四)の(ロ)は何れも(三)の(ハ)の型を組合せたものである。従つて基本図型をよく理解しておけば実際の複雑な兼任関係を整理することはそれほど難しくない。

尚従業員と役員との兼任関係については従業員である会社を中心として考へる限り、兼任役員が回分の一に達していなければ、他に就つてその会社との間に何人でも兼任関係を起すことが出来る。

(四)の(イ)の如く回分の一を起している場合でも既に兼任関係のある相手会社に限つて幾人でも従業員を役員として兼任してしめることが出来る。勿論それだけ、何度も注意しているように④会社のみを中心として④会社のみを中心として④会社の従業員である場合に限る。そうであるというに過ぎない。以上の説明によつて明らかになつたように要するに親会社であると子会社であるを問わず、あらゆる会社の当業者は先づ第一に自分の会社の本法

K27A-42

